

分離主義

— 政教分離と信教の自由におけるひとつの行き方 —

Separationism : One Way of Separation of Church and State

山崎 英壽
YAMAZAKI Eiji

はじめに

信教の自由と政教分離は、国家権力による宗教に対する介入を排除することによって、多元的な社会を守り、自由かつ自律した個人を実現しようとするひとつの方法であろう。しかし、国家権力が宗教に全く介入しない、あるいは関与しないということは、現代国家においても不可能といえる。教育政策が私立学校に対する補助金を要請しているときに、宗教系私立学校の扱いが問題となることもあるだろう。文化財保護のための政策が宗教文化財に関わることもあり得る。宗教中立的な法がたまたま特定宗教に対して負担を課すこともある。そんなとき信教の自由と政教分離を掲げる憲法の下、いかなる判断が望ましいのかについては議論のあるところとなろう。

国家という世俗の権力が宗教に関与することを禁止したのが政教分離であるというのは勘違いである。政教分離は各国における憲法によって様々に定められているが⁽¹⁾、いかなる規定によろうとも、宗教に関与しない国家というものはあり得ない。問題は、いかなる関与が禁止されているのかということである。このようにいうと、政教分離を柔らかなものと解しているという誤解を受けることもあるだろう。国家が宗教に関与せざるをえないのは、世俗の存在である国家が、宗教を体制内化するために憲法に宗教条項をおいていることの必然の結果なのである。そもそも政教分離が柔らかいかどうかは、用語の問題なのかもしれない。

政教分離という行き方を選択したアメリカ合衆国において、連邦最高裁は国家権力と宗教が関わる様々な場合について、ときには宗教に配慮し、ときには宗教に冷たい判断を下してきた。いかなるときにいかなる理由に基づいて判断はなされたのか。合衆国最高裁の判例において描かれた国家と宗教の関わりについて概観しつつ、信教の自由と政教分離の果たす意味について考えてみたい。

1 三とおりの考え方

(1) 便宜供与派・中立派・分離主義

アメリカ合衆国で議論されてきた国家権力と宗教との関係については三とおりの考え方があるといわれる。

アメリカは伝統的に宗教に対する配慮をしてきたと考える人々は、ある一定の便宜を宗教に対して供与することは政教分離原則に反しないと考えている。この立場を便宜供与派

(Accommodationism) と呼ぶ。

宗教と世俗の政府との関係を一切排除することが政教分離の意味であり、そうすることによってのみ宗教に関する個人の自律が達成され、また宗教自身も世俗の権力を利用することによる腐敗を避けることができ、政府も宗教によって民主的決定過程を歪められずにすむのだという考え方もある。この立場を中立派 (Neutrality) という。

さらに、政府権力は宗教に対して、それが個人であれ団体あるいは宗教そのものであれ、介入してはならないとする分離主義 (Separationism) がある。これは便宜供与派と中立派の間に位置するものと思われる。

便宜供与派によれば、信教の自由に便宜を図るために、政府は何らかの行為を求められることがあるという。宗教的私立学校に通う生徒に何らかの補助を行うのは、この立場からは認められることになる。また、特定の個人が宗教上の理由で世俗の法律などから不利益を受ける場合には、当該個人に対して法律からの免除が考えられることになる。

中立派は政府と宗教の間いわゆる「分離の壁」を置く。その結果、便宜供与を政教分離違反と考える。政府は宗教に対して中立の立場をとらなければならないから、何らかの便宜を図ることはその対象となった宗教を優遇しているように理解されるのである。宗教的私立学校の生徒に補助を行うのは許されないし、個人に対する宗教を理由とした免除も許されないことになる。それらは宗教間を中立に扱っていないことになるからである。

分離主義と中立派を混同してはいけない。分離主義は政府と宗教を分離しておこうとするために、宗教中立的な法がたまたま宗教に負担をかける場合を分離違反と解する。たとえば、次のようなことがいえる。一般的に適用される法律は宗教に気づかわずに制定されるから、その法律が特定宗教の教義に反している場合がある。中立派であればそうであってもその法律を遵守することを望むであろう。特定宗教の教義に応じて、法律の適用に差異をもうけることは、政府が宗教的に中立な立場にたっていることにはならないからである。これに対し分離主義は、この様な場合を宗教に対する許されざる政府の介入と考えるので、この様な法律からの免除は信教の自由を実現するために望ましいことと考えるのである。レモンテストがその効果基準において、特定宗教を援助、助長、促進する政府の行為だけではなく、圧迫、干渉するものも政教分離違反としていることは、この分離主義の理解によるものである。

(2) 政治過程と宗教観、および三つの立場

これらの考え方を、民主的政治過程との関わりで説明することができるだろう⁽²⁾。民主的政治過程を理性的な素晴らしいものと考え、宗教をなにやら怪しげなえたいのしれないものと考えるとするならば、政治と宗教とは決定的に切り離されなければ、政治過程は歪められ、特定宗教によって牛耳られてしまうことになりかねない。中立派はこの様な政治観および宗教観から説明可能である。

宗教を公共の利益に役立つ素晴らしいものと考えれば、理性的な民主的政治過程を歪めない程度で、宗教に対して政府が関与して便宜を図ることは社会的にも求められることになるだろう。政治過程を妥協と利益追求の場に過ぎないと考えるときには、そんな政治過程に毒されて宗教が墮落しない限り、政府が宗教に便宜を図ることが望まれるだろう。便宜供与派の宗教観はこの様なものであろう。

宗教を必ずしも公共の利益に資するものとは考えず、政治過程を理性的なものと考えないのであれば、政治権力が宗教を利用または特定宗教が政治権力を利用しようとするときに、政治権力・宗教ともに墮落するおそれがあるので、宗教と政治過程を切断しておく必要がある。また、理性的ではない政治過程がたまたま特定宗教を抑圧してしまうという形での関与も考えられるから、そのような宗教と政治過程の関係も切断されなければならない。この立場が分離主義のとりどころである。

(3) 政教分離と信教の自由の相剋？

政教分離は信教の自由を保障するための制度であるという説明がされてきた。しかし、特定の場合には政教分離をつらぬくと信教の自由が侵害され、信教の自由を保障すると政教分離違反となる場合があると考えられるようになった。たとえばエホバの証人剣道拒否事件⁽³⁾がそうである。厳格な政教分離が信教の自由の価値を減殺させてしまうことを容認するものであるかどうかは説明不要なほど明らかなことではない。政教分離と信教の自由の組み合わせがなにを目的としているのか、この二つの価値を整合的に解しつつ考えていかなければならないことであろう。

そこで一つの回答を与えるのが分離主義ではないかと考える。以下、アメリカ合衆国における分離主義について検討することにする。

2 アメリカ合衆国最高裁における分離主義

(1) 信教の自由

合衆国連邦最高裁判所の信教の自由判例としてまず挙げるべきものは、シャバート判決であろう⁽⁴⁾。土曜日が安息日である宗派に属しているために土曜日の労働を拒否して職を失ったシャバートが、州に対し失業保険給付を求めたが拒否されたという事例であった。最高裁判所は、彼女に失業保険給付を拒否することは、宗教教義に従った結果職業を失うことと職業のために教義を破ることのどちらかを選択しなければならないという負担を課すことになるとしたのである。

ここでは一般的に適用される規律が宗教の自由な行使に対して負担を課す場合には、このような規律からの免除が要求されるという考え方が見られる。このような規律は特定宗教を狙い打ちにしようとして制定されたものではない。しかし民主主義的決定の至らぬ結果から、特定宗教に負担を課すことになったものである。その制定時にはなんら予想していなかったこの特定宗教信者に対する干渉を、政府と宗教が分離されていない状況と考えることができる。このような干渉を遮断することによって信教の自由の実現を確保するのが分離主義である。

別の例はヨーダー判決⁽⁵⁾である。アーミッシュの親が宗教教義に従って、自分の娘を15歳までで義務教育から離脱させたのは、16歳までを義務教育期間とする州法に反しているとされた事件である。連邦最高裁は、義務教育法をアーミッシュに適用することは、彼らのコミュニティと宗教活動を傷つける現実のおそれがあるとして、義務教育法からの免除を認めた。この判決も、宗教教義あるいは宗教活動を阻害する一般的規律を、許されない政府の宗教に対する関与として、このような規律と宗教を分離する手段として免除という方法をとったものである。

このような信教の自由を実現するための免除の例は、失業保険を扱ったトーマス判決⁽⁶⁾、ホビー判決⁽⁷⁾、フレージー判決⁽⁸⁾に受け継がれている。

しかし、連邦最高裁は信教の自由判決において、一貫してこの分離主義を貫いているわけではない。リング判決⁽⁹⁾では、先住民にとっては聖地である土地に林道を通す計画が先住民の宗教活動を侵害するとしてその中止を訴えた事件について、先住民の宗教活動の自由に対するそれほど高度な負担ではないとして退けた。また、オウロン判決⁽¹⁰⁾では、刑務所におけるイスラム教徒が求めた宗教活動に対する配慮を拒否した。さらに、ロイ判決⁽¹¹⁾では、二歳の娘に社会保障番号をつけることは宗教信条を侵害すると訴えたアーミッシュの親の要求を退け、ゴールドマン判決⁽¹²⁾では、軍の行事にユダヤ人の宗教上の正装であるヤムルカの着用を禁止することが信教の自由に反しないと判断した。だがこれらの判決には、それぞれブレナン裁判官を中心に分離主義からの反対意見が付されていることに注意すべきであろう。分離主義は、ある時は最高裁の多数意見を構成し、ある時は少数意見になるというように紆余曲折を繰り返しながら、最高裁の中に、そしてアメリカ憲法の中に生き続けてきたのである⁽¹³⁾。

(2) 政教分離

政教分離、つまり国教樹立禁止をめぐる裁判においては、分離主義はしばしば便宜供与派からの批判を受けることになる。マッコネルは、1985年のアギラー判決⁽¹⁴⁾を分離主義への回帰であると批判した⁽¹⁵⁾。分離主義の立場は中立性の立場と同様に、政府による宗教への何らかの援助を含む介入を国教樹立禁止と考えるのである。便宜供与派は宗教に対する便宜の供与は憲法によって許されているものもあるはずだと考えるので、この部分で分離主義と便宜供与派は大きく異なる。

アギラー判決で問題となったのは次のことである。ニューヨーク市教育委員会は連邦法に基づいて、私立学校（ほとんどが教会学校）校舎で行われる補習ガイダンスに公立学校職員に委託してそれに公金を支出するプログラムを作成した。そして、このプログラムが宗教性を帯びないようにモニターシステムを導入することにしたのだが、これらを連邦最高裁は教会と市との過度のかかわり合いをもたらすとして、違憲判決を下したのである。私立学校といってもその多くがカトリックの教会学校であることは、アメリカの学校の特徴であった⁽¹⁶⁾。だから、補習ガイダンスプログラムは教会学校に対して市当局が関与することになるのである。

政教分離の場面では、宗教に対する配慮について、分離派と便宜供与派の行き方は異なる。便宜供与派のマッコネルは、個人に対しても団体に対しても便宜供与を行うべきであるとする⁽¹⁷⁾。個人に対する便宜供与は分離主義の立場と整合性があるだろう。宗教に対して中立的な法律がたまたま特定宗教教義と抵触するとき、このようなタイプの宗教に対する関与をも許さないとする分離派と、この抵触を宗教的な負担と解し、このような負担から免除しようとする便宜供与派は同じ結論を採ることになる。ところが、団体に対する便宜供与は、憲法が明確に禁止しない限りにおいて認めようとする便宜供与派と、この種の関与を許さない分離派の間では結論は正反対である。

法律による宗教に対する便宜供与に関して、ソートン判決⁽¹⁸⁾では、特定曜日を安息日であると主張すればその日に働くことを要求されないとした州法を違憲とした。このよ

うな法律は特定の宗教活動を明らかに促進すると考えられるからである。宗教活動を促進することは憲法では許されない国教樹立に関する事柄であると解するこの立場は、宗教あるいは宗教団体に対する関与を許さない分離主義の立場である。また、テキサスマンスリー判決⁽¹⁹⁾では、宗教的出版物を売上税の対象から免除する州法を違憲とした。この法律が宗教団体にのみ関わるからである。これらには、特定の宗教あるいは宗教一般に便宜を図ることは、国教樹立禁止条項によって禁止されているとする分離主義の考え方を見ることが出来る。

学校と宗教の関係に関しては、エンジェル判決⁽²⁰⁾では、公立学校におけるお祈りを違憲として、政府と宗教の組み合わせは政府を破壊し、宗教をおとしめるものと判示した。また、シェンプ判決⁽²¹⁾では、公立学校での聖書朗読を、政府は厳格な中立を維持すべきとして違憲と判断した。ウォレス判決⁽²²⁾でも、公立学校で毎日の就学時間のはじめに、一分間の任意のお祈りを行うよう定めた州法を、いかなる世俗目的に動機付けられたものでもないとして違憲とした。エドワーズ判決⁽²³⁾は、創造説を教えることを条件として進化論を教えることとした州法を違憲とした。それが特定の宗教教義を促進する目的であると判断したのである。

学校以外のケースでは、アリゲニー郡判決⁽²⁴⁾が、郡裁判所の階段に飾られた生誕シーンのディスプレイを、特定宗教を「押し出す」効果があるとして違憲と判断した。これらの判決は分離主義の立場にたつものといえる。また、これらとは異なる結論となったいくつかの判決においても、分離主義からの反対意見が主にブレナン裁判官によって書かれていることは重要である⁽²⁵⁾。近年、合衆国最高裁は分離主義と便宜供与派の間で揺れてきたといってもよいであろう。

(3) 信教の自由と政教分離の組み合わせ

信教の自由の場面では、宗教中立的な規範が個人の信教の自由を負担を課する場合に、これを政府による許されない介入と考え、この負担の下にある個人をこれから免除するという行き方は、分離主義と便宜供与派との親和性を示すものである。これに対し中立派の立場ではこの様な免除は考えられない。

政教分離の場面では、宗教団体や宗教そのものに政府がある程度の便宜を図ることは、分離主義においては許されない国教樹立となるが、便宜供与派においては国教樹立禁止条項においても許されているものと考えられる。ここでは分離主義と中立派は親和的である。

これらの関係を整理しておく必要がある。

まず、中立派は政教分離を厳格に考え、政府が宗教に関与することを禁止する。その結果、信教の自由が問題となる場面においても政府の関与を禁止することによって、宗教中立的な一般に適用される法律による負担から免除することは許されないと考える。これはジェファーソンが言ったといわれる、教会と州の間の「分離の壁」をもっとも形式的に解したものだといえよう。ここには「強い政教分離と弱い信教の自由」⁽²⁶⁾の組み合わせが見られる。

便宜供与派は、何よりも信教の自由を保障することを第一に考えているように思われる。そのために個人の信教の自由について、一般に適用される法律からの免除を重要視するとともに、宗教団体あるいは宗教そのものに対する相当程度の配慮も政教分離に反しないと

考える。これは、アメリカ合衆国の歴史の中での信教の自由に対する配慮をその根底においていると思われる⁽²⁷⁾。ここには「強い信教の自由と弱い政教分離」の組み合わせを見ることができる。

それらに対して分離主義は、信教の自由では一般的に適用される法律というかたちでさえ、それを宗教に対する許されない干渉と理解し、そこからの免除を要求する。しかし政教分離においては、宗教団体や宗教そのものに対する便宜の供与も、宗教に対する許されない干渉と理解する。分離主義にとっては、世俗の権力である政府が宗教に関与することを一切許さない態度であると理解できる。宗教を抑圧することを目的とする法律だけではなく、宗教とは何の関係もなく制定された法律がたまたま特定宗教に負担を課するという場合にも、政府による介入とみなすのである。ここには「強い信教の自由と強い政教分離」の組み合わせが認められる。

最近の合衆国連邦最高裁には、以上のどこにも属さないと思われる立場が見られるようになってきた。次にその新しい立場について検討しようと思う。

3 新しい傾向

(1) 人権の護り手としての役割放棄か？

1990年のスミス判決⁽²⁸⁾は各方面にインパクトを与えた。先住民教会に所属するスミスは麻薬中毒患者リハビリ施設に勤務していたが、その宗教儀式においてペヨーテという麻薬を吸ったことを理由に解雇されたのである。オレゴン州は彼に対する失業保険給付を拒否し、それが宗教活動の自由を侵害するかどうかの問題となった。スカリア裁判官による法廷意見は、修正一条の宗教活動自由条項によっても一般的に適用される法律からの免除は許されないとし、宗教に対する便宜の供与は政治過程に委ねられるべきであって、その結果として広く普及しているわけではない宗教の活動が相対的に不利な立場に追いやられても、それは避けることのできない民主政治の帰結として甘んじるべきだと判示したのである⁽²⁹⁾。

この判決によれば、多数者が少数者の権利に配慮しない場合に生じる権利侵害に裁判所は目をつぶることになるだろう。その結果として多数者の宗教活動は配慮され、少数者の宗教活動は配慮されないことになっても裁判所はこの問題に関わろうとしないことになる。これでは裁判所が多数者に荷担することになるという批判に耐えられないだろう。人権は多数者の意思に反しても少数者の権利を保護するという発想に立たなければ護ることができないものである。マッコネルが述べるように、憲法が政府の権力を制限するのは「避けることのできない立憲主義の帰結」⁽³⁰⁾というべきある。

そんな最高裁判所も宗教狙い打ちの法律に対しては違憲の判決を下した。ルクミ教会判決⁽³¹⁾は、サンテリアというキューバ移民の宗教における動物を生贄とする儀式を妨害するために制定した動物愛護条例の違憲性が争われたものである。ケネディー裁判官による法廷意見は、条例をサンテリアに対する敵意を示すものであり、その目的が宗教活動を妨害制約するものとして、違憲とした。たとえ民主主義の帰結であっても、直接信教の自由を害するような政府の行為に対しては、それがいかに宗教中立を装っていても憲法違反として少数者の人権を守るという姿勢を、最高裁判所は保持しているようである。

ここから明らかになるのは、信教の自由に関しては中立派の立場をとっているというこ

とである。宗教に対して配慮することは政府の宗教に対する中立性を損なうことになるから、宗教を抑圧する政府の行為だけを裁判所は注意していればよいのであって、宗教中立的な一般的に適用される法律に対しては誰もが従うべきであり、それを配慮することは許されない国教樹立に関する行為と考えられるのだろう。

(2) 国教樹立禁止条項の役割軽視か？

リー判決⁽³²⁾は、公立学校の卒業式などの学校儀式で行われる、聖職者によるお祈りを違憲と判断した。ケネディー裁判官の法廷意見は、宗教と関わる全ての行為が州に対して禁止されているわけではないが、学校儀式におけるお祈りは参加者に対して明らかな宗教的活動に参加することを強いるものであるから、そのような強制は国教樹立禁止条項違反であるとした。

このいわゆる「強制テスト」によれば、何らかの強制の契機がなければ政府と宗教との関係は国教樹立禁止条項違反ではなくなるであろう。この判決でブラックマン裁判官とスター裁判官がそれぞれ個別同意違憲で述べているように、国教樹立禁止条項違反を証明するために「強制」は必要ないであろうし、何らかの宗教的活動を強制するような政府の行為は宗教活動自由条項違反とすべきであろう。「強制テスト」は政教分離原則の価値を信教の自由の価値とほぼ同じものとしてしまう。信教の自由とともに政教分離が定められていることの意味は極めて乏しいものとなるのである。

アゴスチーニ判決⁽³³⁾は、かつてアギラー判決で連邦最高裁が違憲と判断したニューヨーク市の補習ガイダンスプログラムについて合憲の判断をした。オコナー裁判官による法廷意見は、州の助成金を教会学校で行われる補習プログラムに使うことは、教育関係者が適当なセーフガードを採用しているときには国教樹立禁止条項違反とはならないと判示した。この判決はツォブレスト判決⁽³⁴⁾を引用するが、この判決では聴覚障害をもつ生徒に手話通訳者を公費で雇ったのだが、この生徒がたまたま教会学校に通っていたのでこの手話通訳者も教会学校内に勤務することになったという事例であった。生徒個人の選択の結果、政府の援助が教会との関わりを生んだのであり、援助そのものが教会とはじめから関わっていたのではない。この様な援助を国教樹立禁止条項違反とすれば、世俗の学校に通えば公費で利用できた手話通訳者を、教会学校を選択したために利用できないということになってしまう。この不合理を解決するための生徒個人に対する便宜の供与は許されるのである。この点でアゴスチーニ判決とは異なる。補習プログラムは直接教会学校に関わるものであり、教会学校に対して便宜の供与を認めるこの判決は便宜供与派の立場をとったものと思われる。

(3) 民主主義の強調か？

90年代の合衆国最高裁判所の立場は「弱い信教の自由と弱い政教分離」の組み合わせとすることができるだろう。それは一見、民主主義を重視しているとも考えることもできる。一般的に適用される法律をつくるのは議会であり、議会は民主的手続によって決定する。それが少数者の信教の自由と抵触したとしても、裁判所がそれを覆すのは民主的決定を軽視することになると考えることもできるからである。また宗教に対する便宜供与が政府によって行われるときも、それは多数者の判断によって決定される。多数者の判断を尊重し、

宗教に対する便宜供与を覆さないことは民主的決定を尊重しているからだともいえよう。

しかし、信教の自由の場面で、議会が多数派の信ずる宗教に対して負担を課すような法律を一般的に適用されるものとして制定することはないだろう。多数者は常に法律制定前に配慮されているからである。同じように政教分離の場面で、議会は少数者の宗教に対し便宜を図ることはまれであろう。便宜を図られるのは常に多数者の宗教である。これも民主主義の帰結だというのがいまの最高裁の判断なのかもしれない。

憲法に従った政治過程を確保し、人権が尊重される国家をつくり維持することが立憲主義の課題である。その場合、民主的政治過程が常に正しい判断をするというわけではないので、その誤りをただす役割が裁判所に期待されるのである。裁判所が憲法の意味を明確にし、それと矛盾する政治部門の行為を無効にすることは裁判所に課された立憲主義の機関としての役割である。だから、民主的政治過程を尊重しようとする裁判所の方向は、人権の最後の護り手としての裁判所の役割を果たさないことになるという危険を含んでいる。宗教条項に関する裁判において、その危険がもっとも顕著に現れるのが「弱い信教の自由と弱い政教分離」の組み合わせを裁判所が選択したときではないだろうか。

合衆国最高裁のいまのあり方は、何が信教の自由なのか、そして何が政教分離なのかの判断を政治部門に委任してしまったといってもよい。この行き方が一時のものなのか、それとも当分の間つづくのか、そして分離主義は再び最高裁判所において息を吹き返すのか、立憲主義と民主主義の狭間で揺れる裁判所の今後を見守りたいと思うのである。

おわりに

世俗の国家と宗教はいかにして共存できるのか。その一つの方法を示すのが信教の自由と政教分離の組み合わせであろう。自律した個人をつくり出すと同時に、教会の自律を妨げないために、この組み合わせをどう理解するのかという問題に対して、分離主義はもっとも有効な行き方だと思われる。個人と教会がともに国家権力から自律するためには、宗教と国家をいかに切り離しておくかを考えなければならないからである。

切り離されることによつてのみ共存できる宗教と国家の関係は、多数の神々の共存できる社会の中で、神と関わらずに生きる人々も含めて、誰もが心の中において平静を保って過ごせる社会を実現するための必然であろう。国家権力が神によって与えられたり、国家権力が神をつくり出したような社会を、もう誰も望んでいないだろうから。

注

- (1) フランスでは「共和国の無宗教」、アメリカ合衆国では「国教樹立禁止」、我が国では「国家機関の宗教的活動禁止」と定められているのは、政教分離についての各国による歴史過程その他の状況によるものであろう。
- (2) 長谷部恭男『憲法 第2版』（新世社、2001年）198頁参照。
- (3) 最判1996・3・8民集50巻3号469頁。この事件で問題となるのは、剣道授業を特定宗教信者に強要すると信教の自由違反になり、これを彼にだけ免除すると特定宗教に便宜を図ったことになり、政教分離違反の疑いがあるということであった。このような場合に免除を認めないのは中立派の立場だけであろうと思われる。
- (4) *Sherbert v. Verner*, 374 U.S. 398 (1963).

- (5) *Wisconsin v. Yoder*, 406 U.S. 205 (1972).
- (6) *Thomas v. Review Board*, 450 U.S. 707 (1981). 宗教教義により戦争に反対するトーマスは武器工場に配転になったことを理由に退職し、失業保険給付を申請したが拒否された。
- (7) *Hobbie v. Unemployment Appeals Comm'n*, 480 U.S. 136 (1987). 労働者が雇用中に信仰を替えた結果、営業日である土曜日が安息日となり退職せざるをえなくなったという場合に失業保険給付を拒否された。
- (8) *Frazee v. Illinois Employment Security Dept.*, 489 U.S. 829 (1989). 特定の宗派に属していないキリスト教徒が安息日に就労を拒否して失職したという事例で、失業保険給付が拒否された。
- (9) *Lyng v. Northwest Indian Cemetery Protective Ass'n*, 485 U.S. 439 (1988).
- (10) *O'Lone v. Estate of Shabazz*, 482 U.S. 342 (1987).
- (11) *Bowen v. Roy*, 476 U.S. 693 (1986).
- (12) *Goldman v. Weinberger*, 475 U.S. 503 (1986).
- (13) Ira C. Lupu, *The Religion Clauses and Justice Brennan in Full*, 87 CALIF. L. REV. 1105, at 1111 (1999).
- (14) *Aguilar v. Felton*, 473 U.S. 402 (1985).
- (15) Michael W. McConnell, *Accommodation of Religion*, 1985 SUP. CT. REV. 1, at 2.
- (16) およそ30年前、アメリカ合衆国の私立学校のおよそ65%はカトリックの学校であり、教会学校の80%がカトリックであり、教会学校生徒の90%がカトリックの子どもたちであった。See DIANE B. GERTLER & LINDA A. BARKER, U.S. DEP'T OF HEALTH, EDUC. & WELFARE, STATISTICS OF NONPUBLIC ELEMENTARY AND SECONDARY SCHOOLS, 1970-1971, at 5-10 (1973). このことから、私立学校への助成はカトリックに対する便宜の供与であると考えられた。というのは、合衆国の公立学校は宗教的多数派であるプロテスタントの雰囲気があり、これを嫌うカトリックの親たちが私立学校をつくり子どもたちをカトリックの雰囲気の中で教育しようとしたからである。ここから合衆国の学校と国教樹立禁止に関わる問題は、カトリックの私立学校に政府の助成金を支出することと、公立学校からプロテスタントの雰囲気を排除するという二つの方向でのせめぎ合いへと発展してきたのである。
- (17) McConnell, *supra* at 26.
- (18) *Estate of Thornton v. Caldor, Inc.*, 472 U.S. 703 (1985).
- (19) *Texas Monthly, Inc. v. Bullock*, 489 U.S. 1 (1989).
- (20) *Engel v. Vitare*, 370 U.S. 421 (1962).
- (21) *Abington School District v. Shempp*, 374 U.S. 203 (1963).
- (22) *Wallace v. Jaffree*, 472 U.S. 38 (1985).
- (23) *Edwards v. Aguillard*, 482 U.S. 578 (1987).
- (24) *Allegheny County v. American Civil Liberties Union*, 492 U.S. 573 (1989).
- (25) Lupu, *supra* at 1112.
- (26) Ira C. Lupu, *The Trouble with Accommodation*, 60 GEO. WASH. L. REV. 743 (1992). 以下「強い～、弱い～」の定式はこの論文におけるルプによるものである。

- (27) Michael W. McConnell, *The Origins and Historical Understanding of Free Exercise of Religion*, 103 HARV. L. REV. 1409 (1990).
- (28) *Employment Division, Dept. of Human Resources v. Smith*, 494 U.S. 872 (1990).
- (29) *Id.*, at 890.
- (30) Michael W. McConnell, *Free Exercise Revisionism and the Smith Decision*, 57 U. CHI. L REV. 1109, at 1153 (1990).
- (31) *Church of the Lukumi Babalu Aye v. City of Hialeah*, 508 U.S. 520 (1993).
- (32) *Lee v. Weisman*, 505 U.S. 577 (1992).
- (33) *Agostini v. Felton*, 521 U.S. 203 (1997).
- (34) *Zobrest v. Catarina Foothills School Dist.*, 509 U.S. 1 (1993).